

越谷市余裕期間設定建設工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、受注者の円滑な施工体制の確保等を図るため、工事着工前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる余裕期間を設定した工事の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、越谷市契約規則（昭和59年規則第39号）および越谷市工事執行規則（昭和45年規則第5号）において使用する例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 余裕期間

契約締結日から工事の開始日の前日までの期間

(2) 実工期

実際に工事を施工するために要する期間

(3) 全体工期

余裕期間と実工期を合わせた期間

(対象建設工事)

第3条 対象となる建設工事は、越谷市建設工事等請負業者指名委員会において協議し、決定するものとする。

(余裕期間制度の方式)

第4条 余裕期間制度には次の3方式があるが、当面の間、任意着工方式を採用する。

(1) 発注者指定方式

発注者が工事の開始日および工期の末日を指定する方式

(2) 任意着手方式

発注者が示した工事着工期限までの間に受注者が工事の開始日を設定する方式

(3) フレックス方式

発注者があらかじめ示した全体工期の中で、受注者が工事の開始日及び工期の末日を設定する方式

(着工期限等の設定)

第5条 余裕期間および実工期を設定するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 着工期限及び余裕期間の設定

ア 着工期限は、全体工期の30%を超えず、かつ、120日を超えない範囲で設定する。

イ 余裕期間は、現場代理人、主任技術者または監理技術者（以下「主任技術者等」という。）を設置することを要しない。

ウ 余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置、現場事務所の建設、測量等、工事の着工を行ってはならない。

(2) 実工期の設定

発注者において、全体工期および工事着工期限（〇月〇日）を発注図書において設定する。受注者は、工事着工期限までの間で工事の開始日を任意に設定し、落札決定時から工事の開始日までに、着工届により発注者に通知する。

(3) 工期決定（当初契約）後における工期変更の考え方

任意着手方式において、工事の開始日に変更が生じた場合は、監督職員と協議の上、工事に着工することができるものとする。

（入札公告等への記載事項）

第6条 余裕期間を設定する工事においては、実工期および余裕期間を設定することができる期間のほか、入札時に次の事項を明示する。

(1) 入札公告等の記載事項

- ア 余裕期間制度を活用した工事である旨
- イ 余裕期間制度活用工事に関する特記仕様書の確認をすべき旨

(2) 特記仕様書記載事項

- ア 特記仕様書の記載事項は、別紙1（特記仕様書）のとおりとする。

（契約書への記載事項）

第7条 余裕期間を設定する工事においても、契約書に記載する工期は全体工期とする。

（契約保証の期間）

第8条 契約保証の期間は全体工期とする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

（適用区分）

この要領は、令和2年12月1日以後に市が締結する契約（同日前に市が締結した契約の変更契約を除く。）について適用する。

余裕期間制度に係る特記仕様書

第 1 条 主任技術者等の専任期間等

契約締結日の翌日から実工事の開始日までの期間については、主任技術者または監理技術者の設置を要しない。

第 2 条 実工期

- 1 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着工期限までの間で、受注者は工事の開始日を任意に設定することができる。
なお、受注者は、別添の着工届により、工事の開始日を通知すること。
また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置、現場事務所の建設、測量等、工事の着工を行ってはならない。
なお、余裕期間内の準備は受注者の責により行うものとする。
- 2 契約締結後において、工事の開始日に変更が生じた場合は、監督員と協議の上、工事に着工することができるものとする。
- 3 工事着工期限：令和■年■月■日

第 3 条 コリنز（CORINS）への登録

工事实績情報システム（コリنز）に登録する技術者の従事期間は、実工期とする。
（余裕期間を含まないことに留意する。）

第 4 条 その他

- 1 別添の着工届、越谷市建設工事執行規則第 10 条に定める工程表、越谷市建設工事請負契約約款第 10 条第 1 項に基づく現場代理人等通知書及び経歴書については、工事着工日の前日までに提出しなければならない。
- 2 受注者が余裕期間の利用を選択することにより経費が生じる場合には、受注者がこれを負担しなければならない。